

国立大学法人愛媛大学特任教授等称号付与規程

平成28年11月9日  
規則第124号

(趣旨)

第1条 愛媛大学(以下「本学」という。)に、愛媛大学特任教授及び愛媛大学特任准教授(以下「特任教授等」という。)を置き、その称号の付与に関し必要な事項を定める。

(称号付与の要件等)

第2条 特任教授等の称号の付与は、本学の大学教員であって、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから、次条に規定する選考により学長が行う。ただし、国立大学法人愛媛大学テニユア教員育成制度に関する規則(以下「テニユア規則」という。)第2条第3号に規定するテニユア育成教員を除く。

(1) 特任教授 本学の教授と同等の教育又は研究能力を有すると認められる准教授又は講師

(2) 特任准教授 本学の准教授と同等の教育又は研究能力を有すると認められる講師

2 前項に定める者のほか、テニユア規則第10条の規定に基づきテニユア職移行時に講師の職位のままとなった者については、特任准教授の称号を付与する。

(選考)

第3条 特任教授等は、所属部局等の長が当該部局の教授会又はこれに代わる機関で審議の上推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

2 特任教授等の選考にあたっては、国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程第3条から第5条までの規定を準用する。

(称号付与の期間)

第4条 特任教授等の称号を付与する期間は、称号を付与された者が本学に在職する間とする。ただし、昇任等により称号付与の必要がなくなった場合は、当該昇任等の日の前日をもって称号の付与を終了する。

(称号の取消)

第5条 特任教授等の称号を付与された者に、特任教授等にふさわしくない行為が明らかになった場合には、学長は、称号を取り消すことができる。

(学内外での名称)

第6条 特任教授及び特任准教授は、それぞれ教授又は准教授と称することができる。

(雑則)

第7条 特任教授等の選考に際し必要がある場合には、各部局等において実施細則を定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成28年11月9日から施行する。

2 この規程施行の際、各部局等の内規により現に特任教授等の称号を付与されている者については、この規程により称号を付与されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。